内閣衆質一九一第二二号

平成二十八年八月八日

内閣総理大臣 安 倍 晋 三

衆 議 院 議長 大 島 理 森 殿

衆議院議員緒方林太郎君提出我が国の領海と国際海峡に関する質問に対し、 別紙答弁書を送付する。

衆議院議員緒方林太郎君提出我が国の領海と国際海峡に関する質問に対する答弁書

一から三までについて

政府としては、 海洋法に関する国際連合条約 (平成八年条約第六号。 以下「国連海洋法条約」という。)

が規定する「国際航行に使用されている海峡」における通過通航に関する制度については、当該制度に関

する各国の実行の積み重ねが十分でなく不確定な面もあると考えている。

宗谷海峡、 津軽海峡、 対馬海峡東水道、 対馬海峡西水道及び大隅海峡は、 国連海洋法条約第三部

にいう 「国際航行に使用されている海峡」に該当すると考えられるが、これらの海峡については、 いずれ

も、 領海 の幅を三海里としており、 海峡内に国連海洋法条約第三十六条にいう「航行上及び水路上の特性

において同様に便利な公海又は排他的経済水域の航路」 が存在することから、 同条の規定に基づき、 通過

通航に関する制度を含め、同部の規定は適用されない。

四について

お尋ねの「屋久島又は口永良部島と口之島との間にある海域」は、一般に 「海峡」 と呼ばれているもの

と承知しているが、 国連海洋法条約第三部にいう「国際航行に使用されている海峡」 には該当しないと考

_.